

令和7年度すかがわ特撮塾 4期生募集要項

1 趣旨

須賀川特撮アーカイブセンターでは特撮文化の継承や発展のために、特撮の現場で使われる技術を実践的に学んで特撮のおもしろさを体験しながら、仲間たちと共に一つの映像作品を作り上げる「すかがわ特撮塾」を令和4年度より実施しています。今年度4期目となるすかがわ特撮塾に参加する人を募集します。

2 募集期間

令和7年5月9日（金）～令和7年5月30日（金）

3 募集人数

15名程度 ※応募者多数の場合は選考となる可能性があります。

4 応募資格

以下のすべての条件に適する人のみ応募できます。

- (1) 市内に居住している、または、市内の中学校、義務教育学校、県立学校に通学している中学生、高校生（岩瀬農業高校を含む）
- (2) 月に2回程度の活動日（連続した土、日）に主として須賀川特撮アーカイブセンターで活動することが可能な人
- (3) 特撮に対して興味・関心がある、特撮映像で表現することに意欲を持っている人

5 応募方法

当募集要項の内容をすべて確認したうえで、須賀川特撮アーカイブセンターホームページの「すかがわ特撮塾4期生募集」記事内にある URL（須賀川市 HP に掲載のアンケートシステム）より応募してください。

応募者には6月6日（金）までに結果を含めてセンターからメールでご連絡します。



募集記事はこちら！

6 注意事項

- (1) 応募により、本要項に同意したものとみなします。
- (2) 未成年の方が直接応募する場合は、親権者などの同意を得た上で応募してください。
- (3) 応募者は、本事業の紹介や記録のために須賀川市がすかがわ特撮塾の活動で制作した作品や怪獣等を利用することを認めることとします。
- (4) すかがわ特撮塾の活動で制作した作品及び怪獣等の著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む。）、商標権、意匠権その他の知的財産権は全て、市が制

作者（すかがわ特撮塾参加者）から無償で譲渡いただいたものとみなします。また、参加者は、将来にわたって著作権人格権を行使しないものとします。

- （５） 応募者は、すかがわ特撮塾の活動で制作したものについて市が商標・意匠の出願・登録をすることを認めることとします。
- （６） 応募者の個人情報については、本募集に関すること、またすかがわ特撮塾の運営上必要な場面（保険適応等）に限って使用します。なお、報道機関から塾生個人への取材依頼があった場合には本人に確認を取ったうえで情報提供する場合があります。
- （７） 参加者として決定した方の親権者から著作権等の権利譲渡等に関して同意書を提出いただきます。
- （８） 応募結果の通知は応募者のみに行います。また、選考結果に関するお問い合わせには、一切応じられませんのでご了承ください。
- （９） 本規定に定めのない事項については、市において適宜決定いたします。

7 お問い合わせ先

須賀川特撮アーカイブセンター ☎(0248)94-5200（9:00～17:00）火曜日休館

Mail: tokusatsu@city.sukagawa.fukushima.jp